

2019年10月17日

受益者の皆さまへ

東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース） 繰上償還（予定）に関するお知らせ

このたび弊社では標記の投資信託につきまして、信託約款の規定に従い、下記のとおり繰上償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 繰上償還予定日

2020年1月24日

2. 繰上償還の理由

「グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）」は、2010年9月に設定され、信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりましたが、信託約款の繰上償還規定の「「通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド」※の各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回る」状態が継続しております。今後も受益権口数の増加が見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が懸念されることから、繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約（繰上償還）するものです。

※「グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）」を指します。

3. 書面決議

繰上償還にあたっては、2019年10月18日現在の受益者を対象に、2019年11月21日に書面決議を行います。

2019年10月18日現在の受益者の方には2019年10月21日より「議決権行使書面」等を販売会社よりお送りしますので、2019年11月20日（必着）までに、賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、弊社までお送りください。

書面決議において、議決権を行使することのできる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決された場合、繰上償還を実施します。

以上

